

第60回規制改革会議終了後記者会見録

- 1．日時：平成28年4月8日（金）16:10～16:47
- 2．場所：中央合同庁舎第4号館4階共用408会議室

司会 それでは、定刻となりましたので、本日、先ほどまで開催がございました第60回規制改革会議の様につきまして、岡議長よりブリーフィングでございます。

岡議長 皆さん、お待たせしました。

それでは、第60回規制改革会議についての御報告をさせていただきます。

本日は四つの議題がございました。一つ目が「通訳案内士制度の見直しについて」、二つ目が「民泊サービスについて」、三つ目が「地方版規制改革会議について」、最後の四つ目が「農業ワーキング・グループの意見について」という形で議論をいたしました。

簡単にそれぞれについて御説明申し上げた後に御質問にお答えしたいと思います。

まず、最初の「通訳案内士制度の見直し」につきましては、今までの議論を踏まえて、観光庁の方で検討している状況についての説明をいただいた後、意見交換をしたわけですが、お手元の資料1のとおり、観光庁は、前回の会議で我々がいろいろ申し上げた意見を踏まえて、かなり前向きに検討していただいているというのが私どもの印象でございます。今日は河野大臣にも御出席いただいたわけですが、大臣の基本的な考え方として、観光庁というのは観光を伸ばすために存在するのだから、そういう方向でそれぞれのテーマについて前向き積極的に取り組んでもらわないと困るよという御発言がございましたけれども、私は、観光庁は大分前向きな方向で検討してくれているのかなという印象を持ちました。

具体的な中身に触れますと、通訳案内士について、私どもが一番の問題点として指摘したのが業務独占であるということです。通訳案内士の資格を持っていないと、外国人に対して外国語を使って観光案内をすることができないという現状であるわけですが、最近、日本へ来る外国人の数が大変な勢いで増えているわけでありまして、外国人観光客もだんだん多様化しております。加えて、東京、大阪、京都といったいわゆるゴールデンルートと称されるところのみならず、地方にも行っていただく傾向もどんどん増えている。このような状況の中で、今の通訳案内士の資格を持っている人だけが通訳をしながら観光案内をするサービスを提供できるというのでは、とても対応し切れないのではないかとこの問題意識がございまして、ここを見直してほしいということで議論をしてきたわけでありまして。

本日の観光庁からの説明は、業務独占については基本的に外す方向で検討しているというお話であります。彼らとしては、観光案内、あるいは観光全体の質を向上したいという

考え方でいろいろ検討していただいておりますが、その一環として、この通訳案内士についても、業務独占を外して、幅広い、多様な対応ができる方向で検討していきたいとっております。

また、これは資料にもありますけれども、個人ベースの観光と、旅行業者が企画する観光と二つに大別しているわけですが、個人ベースで来る観光客に対しては、どういう資格を持っていようといまいと対応することについての議論はそれほど余りシリアスではないのですが、旅行業者が企画する団体旅行の場合は、多くの方がどっとやってくる。そうすると、旅行業者としては自分たちのサービスの質を落としたいくないということから、資格を持った通訳案内士にやってもらいたいところもあるようですが、旅行業者それぞれが自分たちのサービスの質を向上するために資格を持った通訳案内士を使うのは大いに結構だけれども、それを義務づけることになるとまた問題ではないかという意見が委員からもありました。この点についても、観光庁より、通訳案内士の確保は義務づけしない方向で検討するという回答もいただいております。そういう意味では、大変結構だなと思っております。

ただ、長らく慣れ親しんできた「通訳案内士」という名称の独占については、私どもとしても特に反対するところではないわけで、この点についてはそのまま通訳案内士という名前を使えるのは資格を持っている人だけですよということについては、それはそれでよろしいのではないかという意見がございました。したがって、その点についてはそのような方向でいくのではないかと思います。

もう一つ、外国人観光客が地方に行く傾向がどんどん強まっておりますので、この資料にもございますが、地域ガイドの制度をさらに充実していくということも必要ではないかという意見交換が行われました。これは、基本的には地方自治体が主役になるわけですが、国全体の観光戦略をつかさどっている観光庁が地域ガイドの制度を充実させる上でも、いろいろ支援をすべきであるという意見もございました。

そのような形で、質の高い観光案内を維持しながら多様な観光ニーズに応えていくという私どもが求めていたことに、かなり沿った形での検討が行われているという報告を今日観光庁からいただいたということでございます。

もう一点、強くお願いをいたしましたのは、現在は通訳案内士制度というものがあって、業務独占になっているわけですが、したがって、この資格を持っていない人は、外国人に外国語で観光案内すると法律違反になってしまうというのが現状ですから、業務独占の部分だけでも早い法改正が必要ではないかということ強く訴えております。

この点については、とりあえず、私の方からの御報告は以上でございます。

2番目が民泊サービスでございます。

これにつきましては、3月14日にこのテーマで公開ディスカッションを行い、関係者に来ていただいて、いろいろ議論をしたところでございます。今日来ていただいた厚労省、観光庁の方々にも一部御参加いただいたわけですが、そのようなことも踏まえて、

どのような形でこのテーマについてさらに検討を進めていくのかということについての意見交換をしたわけでございます。

民泊サービスのあり方検討会の検討状況についての御報告は、資料2 - 1に書いてありますが、今すぐに取り組む「旅館業法の枠内で多少緩和して対応できる部分」として簡易宿所というものがありますということがとりあえず取りまとめられているわけですが、もう一つ、もっと大きなテーマであるいわゆる民泊の部分については「中期的な検討課題」という形でまだ答えが出ておらず、検討中である。一言で言うとそういう状況でございます。これに対して、私どもの会議の委員の多くからは、まず、「民泊」と称されるものが今どのような状態で行われているのか、その中には、今の法律、旅館業法の観点から見たら違反であるというものも含めて、いろいろなものが行われているのではないですか。現状把握を早急にしていただかないとまずいのではないかと。そうではないとどういう対応をするかといっても具体的な対応策が出てこないのではないですかという形で、現状把握についての強い要請が出されました。

加えて、現状把握が追い付いていない中で、かなりいろいろ行われているようであるという情報やお話がありますので、検討会が「中期的課題」と言っている部分についての答えを相当スピードアップして出さないといけないのではないかとという意見も出されました。それに対して、厚労省、観光庁もできるだけ急ぎますということは何回も何回もおっしゃっていただきましたけれども、検討のスピードアップが必要だということです。

もう一つは、具体的な中身になるのですが、ある委員から、この検討会の資料の中には「シェアリングエコノミー」という考え方がどこにも書いていないというような指摘から、民泊サービスを考えるときには、インターネットの時代といえますか、ITなどの技術革新によって出てきたものなのだから、そのところをきちんと踏まえた対応をしていかないと現実の動きに追い付いていけない。日本だけが取り残されてしまうという心配がありますねという指摘も出されました。これに対して、厚労省、観光庁の検討会の方からは、御指摘はそのとおりでございます。資料にはそういう言葉がないけれども、IT戦略推進室から検討会に来てもらってシェアリングエコノミーの話も聴いています。資料に書いていないだけで、そういう考え方でやっていますという説明がありました。

いずれにせよ、今、民泊についてはいろいろな意見が飛び交っているといえますか、出ております。先日の公開ディスカッションでも立場立場でいろいろな御意見がありました。また、旅館業界の方からもイコールフットィングの話もありましたし、旅館業そのものも規制改革してもらわないといけないのではないかとという意見もありましたし、いろいろな意見が飛び交っておりますので、私ども規制改革会議としては、昨年12月に一度意見を出しましたけれども、これから答申に向けての議論を深めていく過程で、場合によっては、答申の手前のタイミングで、規制改革会議の意見第2弾をお出しすることも視野に入れて、検討を深めていきたいと考えております。

3番目は地方版規制改革会議でございます。

資料3のとおり、今日現在で「ぜひ設置を検討したい」が9つの自治体になっております。また、「さらに検討を継続している」が353自治体でございます。

この9つの自治体のうち、茨城県、奈良県葛城市では、規制改革会議の設置についての具体的な動きが行われております。中身は資料をごらんいただければと思います。このような形で、既に具体的に動いているところが幾つかあるということも御報告をさせていただきたいと思います。

規制改革会議といたしましては、地方版規制改革会議を設置する自治体が増えていただきたいという思いを持っておりますので、引き続き自治体との接触を継続していきたいと思っています。前回も申し上げましたけれども、設置の方向で検討しているという自治体、まだ可否を検討しているという自治体に対して、必要に応じて私どもの方から応援していきたいと考えております。

最後は農業ワーキング・グループの意見についてでございます。

本日、農業ワーキング・グループがまとめた意見を本会議に上げていただきまして、本会議で審議をいたした結果、ワーキング・グループでまとめた意見をそのまま規制改革会議の意見として提出することについて、皆さんの同意をいただきました。

この後、この意見に基づいて、答申、実施計画の閣議決定に移っていく間、いろいろ関係する所管省等々とのやりとりは残っているわけですが、とりあえず、会議としての意見はこのような形でまとめさせていただいたということでございます。

私からの報告は以上でございますので、これからは皆さん方からの御質問にお答えさせていただきます。

記者 大ざっぱな質問で恐縮なのですが、2点ほどお伺いしたいと思います。

通訳案内士の業務独占の最後にお話になったところですが、これだけは早く制度改革してほしいという議長が念頭におありになるものと役所が念頭にある、はっきり申し上げて、いつの国会でやろうとしていらっしゃるのか。

もう一点は民泊ですが、第2弾の意見はいつ頃のタイミングになるのでしょうか。

以上、2点でございます。

岡議長 1点目につきましては、当初の観光庁の答えは、通訳案内士に関する法改正を来年の通常国会でという説明がございましたが、これに対して、我々会議としては、それでは遅いと。これだけどんどん観光客が、この1、2月でも相当の数が来ていますから、もっと急いでほしいということで、場合によっては、今の通常国会で何とかならないのかという意見も出ました。観光庁からは、そこまでの答えはいただいておりませんが、急ぐ方向で検討するという回答はいただきましたので、少なくとも当初の17年度通常国会からは早まることを我々は期待しております。

2点目の御質問については、時期はまだ明確に決めておりません。早速このテーマのワーキング・グループの座長をやっている安念さんに検討をお願いしたところですので、いついつまでという答えはまだございません。ただ、答申までの間に出すとすれば、今月

中とかということになる可能性が大きいと思います。

記者 地方版の規制改革会議に関連しまして、前回、3月の会合で地域ごとに異なる規制についての国としての対応案を審議されたと思うのですが、これに対して全国知事会などの地方六団体が意見を公表しておりまして、その中で、憲法の条例制定権の趣旨に反しており、地方分権など、時代に逆行する案ではないかというやや厳し目の意見を出されていて、地方団体の意見をもっと聞いてほしいということをおっしゃっておりますけれども、これに対する議長の受け止めと、6月の答申に向けて今後どのようにこの対応案について進めていかれるお考えかをお聞きしたいと思います。

岡議長 そのテーマについては、本日の会議では取り上げておりませんが、御指摘のとおり、前回の会議で私の方から事務局に、関係省庁及び地方六団体の方々の意見を聞くようにという指示をしましたので、一部、声が上がってきておりますし、今、御指摘のような御意見もその中にはあると私は認識しております。

この点につきましては、できれば次回の規制改革会議において、そのような関係者の方に来ていただいて、そこで意見交換をしたいと今考えています。ですから、今の御質問に対する答えは、その会議の後ということになると思いますが、今日のところは、そういうことをできれば次の会議ぐらいでやりたいなと私は思っているというところまでお話しさせていただきます。

記者 農業ワーキング・グループの意見を規制改革会議の意見としてまとめたというお話を伺いました。岡議長は、今回、農業ワーキング・グループが作った酪農改革に対しての意義をどのように考えているかお聞かせください。

岡議長 私も何回か農業ワーキング・グループに参加して、ヒアリングもさせていただいたわけでありまして、ワーキング・グループに取りまとめたいただいた意見は今日会議の意見になったわけでありまして、まず、事実関係として、酪農家の数がどんどん減っている。酪農家が飼育している牛の数もどんどん減ってきている。ピークの130万頭ぐらいから90万頭前後だったか、そういう形で減ってきている。生乳の生産量も減ってきているという現実があるわけです。私どもとしては、農業のときもそうだったのでありますが、酪農も成長産業にできないのだろうかということが一番の基本的な考え方でありまして、成長産業にするためには、酪農家の皆さんの所得が上がっていかねばいけない。これは農業のときも全く同じことを申し上げました。そのような形にするためには、農業もそうだけれども、酪農においても、酪農家の皆さんの選択肢を増やして、彼らが考えるいろいろな戦略、生産から流通、販売から全てです。そういったことができるような環境整備をした方がいいのではないかと。そうすると、1965年という50年以上も前に、当時の環境の下でできた指定団体制度は、多分、できたときは効果があったのだと思います。でも、それからもう50年もたって、世の中がどんどん変わってきた。もしもそれがずっとうまく動いていたら、今私が申し上げたように、全ての数字が右肩下がりになっていなかったのではないかと。どこかにやはり改良すべき点があったのではないかと。その一つ

として、指定団体が独占的にやっているところを改革する。もちろん指定団体のいいところもあるわけですから、その団体をうまく使いながらやりたい酪農家の皆さんは今のままやったらいいのですが、そうではなくて、例えば、自分たちで直接乳業メーカーと交渉したいとか、販売したいとか。これは野菜もそうですけれども、そういうような選択肢を増やしてあげることが必要なのではないかと。そういった選択肢を増やしながらか、こちらの団体を通じて売ったら何かプラスがある。そうでないとハンディキャップがあるという状態はやはりまずいのであろう。したがって、条件をイコールフットイングにして、選択肢を増やす。こっちの道も行けます、こっちも道も行けますという形にすることによって、私は、酪農家の皆さんの所得が増え、ひいては酪農が成長産業につながっていくことが期待できる状況ができるのではないかと、このようにこの意見を私は評価しております。

記者 今の酪農の関係なのですけれども、2点お伺いしたいのですけれども、今日の規制改革会議の親会議の中で出た意見が何かあれば教えていただきたいのと、これから所管省庁とのやりとりが残っているとおっしゃったかと思うのですが、具体的にどのようなやりとりが残っているか教えていただければと思います。

岡議長 まず1点目ですけれども、事務局からワーキング・グループの内容の説明があり、金丸座長からの追加の説明がありましたが、特別それに対しての追加の意見はございませんで、極めて短時間に皆さんの同意を得られたということでございます。

2点目については事務局から。

事務局 2点目は役所間のお話でございますので、事務局からと思いますが、具体的に何か段取りが今、設定できているものではございませんが、いずれにしましても、実施計画は御案内のように閣議決定でございますので、そういうものに向けまして、あるいはその直前の答申に向けまして調整を何らかの形で図っていくことかと思っております。具体的にいつ何をやってというところは設定できておりません。

その他ございますでしょうか。

記者 関連で伺います。提言に対して農水省とか自民党の議員から、乳製品の安定供給を損なうというような批判の声も上がっているのですけれども、こういった否定的な意見に対してはどのように受け止めていらっしゃいますか。

岡議長 そういうご意見もあることは私も認識しております。正にそういったところをこれから調整していくことになると思っています。「調整」というと、adjustという誤解を与えるかもしれないのですけれども、私は「意見交換する」という意味で使っております。そういう御意見があることは認識しておりますが、私どもとしては、そういうふうには思っていないのでこういう意見を出しているわけですけれども、むしろ、先ほど申し上げたように、この意見のようにしていただいた方が、酪農という産業がより成長すると私どもは思っておりますので、事実関係でどんどん落ち込んでしまった、酪農家の数も減った、生産量も減った、飼育している牛の数も減ってきているという状態を食い止めて、これをいい方向にするためには、私どもが今日まとめた意見を採用していただくべきではないかと

考えております。

記者 通訳案内士の話に戻るのですけれども、観光庁が今まで渋っていたところを方向転換したと。これは、何でここに来てそういうふうに態度を変えたのか。私も取材する中で、観光庁さんは大分渋っていたと思うのですけれども、その辺は説明があったのか。あるいは規制改革会議としてどう捉えているか。その辺を聞かせてください。

岡議長 正確なところは私も分かりませんが、こういう形で私どもは心を改めましたという説明があったわけではないので、そこのところは分かりませんが、前回の会議で、我々規制改革会議として、年間2,000万人の目標がもうクリアされて、2020年の目標は4,000万人だという大きな環境変化の中で、通訳案内士の数がこの程度だという現実を見たら、観光を伸ばそうという立場の観光庁からすれば至極当然なのではないのかなと。私どもは、あのとき、現在の通訳案内士の業界団体の何組かの方々にも来ていただいて、お話も伺いましたけれども、はじめは団体の方々も業務独占にこだわっておられましたが、数の話になったら、とてもとても応じ切れる状態ではないことが明らかになりました。現時点での通訳案内士の言葉はほとんど英語なわけです。一方、アジアからの観光客がどっと増えてきているという事実がある。そういう意味で、多様な観光客が来ている中で、英語中心の通訳案内士で対応できるのか、そういう現実の認識が深まった。観光庁は、観光産業を伸ばさなければいけない立場ですから、これをブロックするのが目的の省庁ならともかく、観光を伸ばさなければいけないという省庁からすれば、私ども規制改革会議が業務独占を廃止しなければいけないと言ったことについては、表現が当たっているかどうかあれですけれども、背中を押されたというところもあったのではないかと。これは私の想像でございます。

記者 農業ワーキング・グループの意見の関係なのですけれども、これはこれから答申までに所管省庁とのやりとりがあるというお話しなのですが、そのやりとりの結果、答申までにこの意見の中身が変わるような可能性というのはあるのでしょうか。

岡議長 可能性があるかないかと言ったら、何事も可能性はあるのですけれども、私の立場としては、変わってほしくないと思っています。私どもとしては、これだけ時間をかけて、農業ワーキング・グループで幅広くいろいろな方々の意見を聴いたのです。スーパー、あるいはケーキを作っているところだとか、もちろん酪農家の方々、いろいろな方々の意見をお聴きして、時間をかけて検討してきました。もちろん反対の意見があることも、一部そういう声もう出ていることも承知しておりますけれども、やはり酪農を成長産業にしようという思いの方々であれば、この意見に対して反対されないのだろうと私は思います。

ただ、今日、私どもがまとめた酪農の問題に限らず、多くの改革テーマが私どもがこうしたいと思っても、答申に行くまでには所管省庁とのやりとりはございます。そこは誤解しないでほしいのですけれども、本件も他の案件と同様にやりますよと理解していただきたいのですが、その中でいろいろな意見はやはりお聴きしなければいけないし、それに対

して私どもも説得する努力をしなければいけない。そういうことは、どちらかというところ、会議がやるというよりも、先ほど事務局からお答えしたように、所管省事務局間のやりとり、あるいは政務間のやりとりに移っていくと思います。

記者 農業ワーキング・グループについては、もともとバター不足が議論の発端だったと思うのですが、バター不足については、今回の指定団体の問題はちょっと離れたところに来ているかと思うのですが、これについて何かお考えがありますか。

岡議長 この資料の中にバター不足の話も書いてあります。

記者 でも、バター不足に端を発したけれども、バター不足解消のためというよりは、今の団体制度を見直すというところに主眼が移ったかなと思ったのですが。

岡議長 バター不足の原因は、バターを作るための生乳が不足しているということが一つありますし、不足したときに緊急に海外から輸入する、国家貿易で輸入するという形で手当てしているわけですが、それについても輸入したバターがどこへ行ったかよく分からないというようなところもございます。意見の一番最後にその点にも触れていますが、大きなところで、今、御質問があったように、生乳の不足がバター不足、あるいはケーキを作るときのクリーム不足だとかいろいろあるようなのです。結局は酪農産業がどんどんシュリンクしてきていることが根本原因だろうと我々は認識しておりますので、そこをまず直さなければいけない。そのためには、先ほど来申し上げているように、酪農家の皆さんがいろいろ考えて、選択肢を増やす。そして、自分の意思で生乳も増やして、生産量を増やしてということが自由にできる環境の整備が必要なのだろうという意味で、バター不足とはつながっているお話でございます。

記者 先ほどの話とも関連するのですが、バター不足が指定団体の廃止というのですか、こちらをすることによって解消されるということも言ってもいいのかなという、そういう内容と考えるといいわけですか。

もう一つ、先ほど調整するという文言だったのですが、最後は説得するという話でちょっと言葉が変わってきていますけれども、その辺りに関しては自信のほどはどれほどあるかという辺りを伺いたいと思います。

岡議長 バター不足から入って、今回の提言に書いてあるところに来たというのは、今、御説明したように、バター不足の原因がやはり生産量がどんどんシュリンクしてきたことが一つの大きな原因ですから、その落ちてきてしまったところに、酪農家のフリーハンドの部分制限されていたのではないですか。今の制度では生乳は指定団体に全部売らなければいけない。もっと自由に生産し、自由に販売、流通できる環境整備をすることによって酪農が成長産業になっていくことが期待できる。生産量が増えれば、バターを含めた不足という問題の解消につながるだろうと我々は考え、このような意見をまとめたのでございます。

2点目のところについては言葉の問題ですが、先ほど「調整」という言葉を使ったけれども、adjustという意味ではないですよと申し上げました。我々の意見と違う意見

が存在するとすれば、意見交換をして、お互いが自分の意見を主張していくわけですが、そういう動きの中で、規制改革会議の立場としては、今回まとめた内容で説得していきたいなと思っているということです。

自信のほどはと言われたのだけれども、私自身が交渉するわけでもございませんので、これは分かりません。先ほども申し上げたように、これは省庁間の政務も含めた交渉、意見交換になりますので、是非この意見どおりまとめていただきたいと、実は今日河野大臣が出席されておりましたので、この意見がまとまった段階で、大臣、是非頑張ってくださいと私はお願い申し上げました。

司会 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日の記者会見は以上とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

岡議長 どうもありがとうございました。